

令和 8 年第 2 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 2 月 2 7 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 サンフレッシュ白河 会議室

2. 会議構成人員（3 8 名）

出席農業委員（1 6 名）

欠席農業委員（3 名）

出席農地利用最適化推進委員（1 8 名）

欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 4 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の意見について
- 5 議案第 5 号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

◎開 会

事務局長 それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和８年第２回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第３条関係が２件、農地法第４条関係が１件、農地法第５条関係が３件、農用地利用集積等促進計画関係が２７件、農地中間管理機構特例事業関係が１件、合わせて３４件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 ２時００分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第１５条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第１号

会 長 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議します。
事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について。

農地法第３条第１項の規定による申請があったので、農地法第３条第２項の規定により審議するものとする。

令和８年２月２７日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局に説明をさせます。

事 務 局 それでは、３ページをご覧ください。

まず、議案書の訂正がございます。その２の所在地番でございますが、２行目、「東下野出島」とありますが、「東上野出島」の誤りでした。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

それでは、農地法第３条についてご説明いたします。

【その１その２朗読】

以上です。

会 長 農地法第３条その１について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、２月２２日、現地を調査しました。説明ありましたとおり、譲受人は施設に入所しているということで、その代理人であります行政書士、それと譲受人立会いの下で行いました。申請内容の聞き取りも含めまして、申請内容に間違いはないということです。申請場所につきましては、譲受人が継続して耕作を続けるということですので、今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委 員 すいません。

委 員 譲渡人の所有面積と、今度受けた面積が違うんですが、これ何かあったんでしょうか。大分、譲渡人の所有面積７,５６５平米だったのが、１万１,３７６平米だというんですが、この件について何があったのか説明をお願いします。

会 長 事務局、説明願います。

事務局長 今、数字確認しておりますので、取りあえずその１については、今、確認次第、ご連絡することとして、先にその２に進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 それでは、その１については、計算し次第進めたいと思います。

農地法第３条その２について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る２月２２日に、委員と譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いはないということです。今回の譲渡人にも、電話連絡で申請内容に間違いないと確認しました。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

◎議案第２号

会 長 次に、議案第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事務局 議案第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について。

農地法第４条第１項の規定による転用のための申請があったので、同条第４項及び同条第５項の規定により審議するものとする。

令和８年２月２１日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より議案の説明をさせます。

事務局 それでは、５ページをご覧ください。

農地法４条その１について説明を申し上げます。

【その１朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地となっています。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第４号その１について、地区担当員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る２月２２日、委員と申請人の立会いの下、現地調査を行いました。

申請内容については、特に問題ないと思いますので、今回の申請による周辺農地の影響も特にありません。

皆様方のご審議のほどよろしく願いします。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

◎議案第３号

会 長 次に、議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和8年2月27日提出。会長大戸文治。

会長 農地法第5条その1について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは11ページをご覧ください。

農地法第5条その1について、説明を申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会長 その1について、地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る2月23日に、委員と、譲渡人、また譲受人の担当者立会の下、現地調査を行いました。

申請内容についても聞き取りを行い、申請内容に間違いがないということであります。

今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 その2について、地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る2月22日に、私と同地区委員と、設定人、被設定人立会
いの下、現地調査を行いました。

申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いはないということです。

今回の申請による周辺農地に及ぼす日照、排水、土砂等の影響はないと思います。皆様方
のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その3、一時転用事業について説明を申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。転用許可の基準とし
ましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 その3について、地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、21日に委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にお会
いし、申請内容について確認しました。申請内容に問題ないということです。

今回の転用による周辺農地への影響は、特に問題ないと思われます。皆様のご審議、よろ
しくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議いたします。

この件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので審議するものとする。

令和8年2月27日提出、会長大戸文治。

会長 事務局より説明があります。

事務局 それでは、27ページをご覧ください。

議案第4号は、公益財団法人福島県農業振興公社が出し手から借り受けた農地を借受け希望者へ貸し付ける際の促進計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公社が中間管理権を取得し、借受け希望者に配分する農地の面積は、田15万3,602平米、畑1万8,188平米。権利の種類は賃借権20件、使用貸借権7件となっております。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会長 ただいま議題となります農用地利用集積等促進計画について、ご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について、意見がない旨を報告いたします。

◎議案第5号

会長 次に、議案第5号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めるところの要請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第5号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について。

農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定める

ことについて、福島県農地中間管理機構に要請することを審議するものとする。

令和8年2月27日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明があります。

事務局 それでは、37ページをご覧ください。

議案第5号は、農用地利用集積等促進計画の作成を公益財団法人福島県農業振興公社へ要請することをお諮りするものです。

今回、公社が所有者から買い入れ、買受け希望者へ売り渡す農地の面積は、田143平米、1筆となっております。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、買受け希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各委員から確認をいただいております。農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、異議なしとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの説明について、意見等ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

◎議案第1号

会 長 事務局。

事務局長 先ほどは大変失礼しました。

3ページにお戻り願います。

農地法第3条その1で、委員より面積に違いがあるのではないかというご質問でしたけれども、まず右に書いてある所在地番のところにある許可を受けようとする土地の面積の合計1万1,376平米は間違いございません。所有面積、経営面積と書いてある部分なんです、5,835平米、これは4筆の合計が5,835平米になります。右の許可を受けようとする土地の3筆が合計4,415平米なんです、こちらが台帳から漏れておりました。ということで、田んぼの所有、経営面積、こちらが1万250平米の数字になります。

逆に、畑の1,730平米なんです、右の許可を受けようとする面積のほうが92平米、972平米、62平米、合計で1,126平米になります。この違いは、1,730平米の中に、非農地判定を受けたものと、現況確認によって非農地の判定を受けたもの、この筆の面積が入っているとい

うことで、こちらも台帳の誤りとなっております。畑は1,126平米という数字になります。

ですので、皆様申し訳ございませんが、議案書のほうの数字の訂正をお願いしたいと思います。田んぼが1万250平米、畑が1,126平米、合計1万1,376平米、以上のような形で訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

会 長 ただいまの説明でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎その他

会 長 以上で、本総会に提出された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 事務局も特にございせん。

次回の総会ですが、3月25日水曜日、午後2時から、今度は場所がまた変わります、市役所5階正庁で開催いたします。どうぞよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和8年第2回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時 46分)
